農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想（案）

令和８年〇月

前橋市

目　　次

前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要 ･････････････････････････････････ 1

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 ･････････････････････････････ 2

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 ･････････････････････ 7

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標･･･ ３５

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか､農業を担う者の確保及び育成に関する事項 ･･･ ４７

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 ･････････････････ ４９

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 ･････････････････････････････ ５１

第６　その他 ･･･ ５５

前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">主　な　内　容</th><th>前　回</th></tr>
<tr><td>第１
農業経営基盤の強化の促進に関する目標
（目標年次：
令和１７年）</td><td colspan="2">１　効率的かつ安定的な農業経営体
(1) 目標年間農業所得
主たる農業従事者１人当たり　４７０万円程度
１経営体当たり　７６０万円程度
(2) 目標年間労働時間
主たる農業従事者１人当たり
１，７５０～１，９５０時間程度
２　新たに農業経営を営もうとする青年等
(1) 目標年間農業所得
主たる農業従事者１人当たり　２５０万円程度
１経営体当たり　３６０万円程度
(2) 目標年間労働時間
主たる農業従事者１人当たり
１，７５０～１，９５０時間程度</td><td>470 万円程度
760 万円程度
1,750 ～ 2,000 時間程度
250 万円程度
360 万円程度
1,750 ～ 2,000 時間程度</td></tr>
<tr><td>第２
効率的かつ安定的な農業経営の指標</td><td colspan="2">農業経営の指標の数　２７類型
（うち組織経営体）　３類型</td><td>27類型
3類型</td></tr>
<tr><td>第２の２
新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</td><td colspan="2">農業経営の指標の数　１１類型
上記以外の営農類型は、第２の効率的かつ安定的な農業経営の指標の５割程度を基準とする。</td><td>11類型</td></tr>
<tr><td>第３
第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</td><td colspan="2">就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・関係機関との相互提供</td><td></td></tr>
<tr><td>第４
効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</td><td colspan="2">効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標　６３％</td><td>65％程度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第５
農業経営基盤強化促進事業に関する事項</td><td>事　項</td><td colspan="2">参　考</td></tr>
<tr><td>１　法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>２　農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</td><td colspan="2">農用地利用改善団体</td></tr>
<tr><td>３　委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</td><td colspan="2">事業を実施する農業協同組合
団体名：前橋市農業協同組合</td></tr>
<tr><td>当初策定年月日</td><td>平成７年２月２８日</td><td>前回策定年月日</td><td>令和５年９月２１日</td></tr>
</table>

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　地域農業の概要

本市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約１００㎞ の地点にあり、東西約２０㎞、南北約２７㎞、総面積３１１．５９㎢ で、標高６４ｍから１，８２８ｍと、高低差に富むものとなっている。自然条件としては、関東平野の最北端に位置し、市の北西に連なる赤城・榛名の山岳を擁するため、夏季の雷雨、冬季の季節風など、気象変化に富み、年間降水量の比較的少ない内陸性気候の強い地域である。また、地形は、市北部の赤城山（黒桧山）の山頂付近から中腹にかけて森林が続き、中腹からは南面にゆるやかな傾斜をなしており、市の中央部から南部にかけては海抜１００ｍ前後の関東平野の平坦地が連なり、低位部には沖積層が、その高位部には洪積層が展開している。

本市の農業は、赤城南麓及び榛名東麓の立地条件を活かし、利根川水系の恵まれた水利を活用して、古くから米麦、養蚕が基幹作目として営まれてきた。

昭和３０年代以降には、農業構造改善政策の推進により、土地基盤の整備とともに農業施設等の近代化が進み、立地条件や農畜産物の需給動向を背景とした畜産や施設園芸等の専業経営や複合経営の規模拡大が進められ、地域の特色を活かした多様な農畜産物を生産し、首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。

近年では、畜産が盛んに営まれるほか、施設園芸等においては認定農業者が中心となり、土地利用型農業では集落営農法人が大型機械化により米麦を中心に、野菜を加えた効率的かつ生産性の高い農業を実践し、地域農業を支えている。

２　課題

本市の農業構造は、農業就業人口の高齢化及び減少が続くとともに、後継者のいない農家が増加していることから、地域農業を支える中小規模・家族経営の営農維持・発展等を推進し、さらに、規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体や集落営農等の発展を支援し、多様な担い手を確保・育成することが課題となっている。また、農家戸数の減少が遊休農地の増大や農業用施設の遊休化を引き起こしており、併せて解決しなければならない課題である。

国内の各地では、農畜産物や加工品をブランド化して差別化を図り、付加価値の高い販売を目指す動きが活発となってきているため、産地間での競争が激しさを増している。本市も消費者に選ばれる産地を目指して、良質で安全・安心な農畜産物を生産し、農業経営の収益力を高め、所得の確保・向上を図れるよう生産者や各関係団体等と連携していかなければならない。

３　効率的かつ安定的な農業経営の目標

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択され魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和１７年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり４７０万円程度、１経営体当たり７６０万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者

１人当たり１，７５０～１，９５０時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

４　新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

本市農業の持続的な発展を図るためには、新たな農業の担い手の存在が不可欠であり、農家子弟や農外からの新規参入者、雇用就農者等の意欲ある担い手を確保・育成することとする。

具体的な労働時間や農業所得に関する数値目標は、本市及び県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と相応する年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，７５０～１，９５０時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割程度、すなわち主たる農業従事者１人当たり２５０万円程度、１経営体当たり３６０万円程度）を目標とする。

５　担い手確保に向けた取り組み

本市では、上記３及び４の目標を達成するため、農業経営を取り巻く環境や基本的条件を考慮しながら、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

(1)　認定農業者の確保・育成

自らの創意工夫に基づき、効率的かつ安定的な農業経営に向けて経営改善を進めようとする者については、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条に基づく「認定農業者制度」を活用し認定する。また、国や県と連携し、複数の自治体をまたいで営農する農業者へ、広域認定への切り替えを推進する。認定後は、農業者自らが作成した農業経営改善計画に基づく規模拡大、生産方式の合理化等の改善計画に向けた取組を関係機関と連携し支援する。

(2)　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

県及び前橋市農業協同組合（以下「市農協」という。）と連携して就農にあたっての様々な相談に対応し、本市の農業や就農支援策について幅広く情報を発信し、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保する。就農相談から営農定着の段階まできめ細やかな支援で新規の就農者を育成するため、農地の確保については農地中間管理機構等を通した貸し借りを支援し、農業技術や経営面については体系的な研修機会の提供を行うなど、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3)　集落営農法人の運営支援

法人化した集落営農組合が農地の受け皿として地域農業の発展や推進に大きく寄与しているため、効率的かつ安定的な農業経営体として持続的に発展していけるよう支援する。具体的には、農地の集積・集約化による経営規模の拡大や、米麦に野菜を加えた複合経営を推進し、さらに大型機械やスマート農業関連機器導入費、大型特殊車免許取得費補助の拡充を図るとともに必要な研修及び情報提供をすること

で法人の運営を支援する。また、法人運営の人材確保に向けて国や県が行う雇用確保対策や専修学校等との連携を推進する。

(4)　多様な担い手の確保・育成

就農人口が減少している状況下で、女性の農業参画は重要性を増していくことが考えられる。家族経営協定の締結や、農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、女性が農業の担い手となるよう促進する。

また、企業による農業参入や農福連携、さらに小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家など、多様な農業経営体による地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持など法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化を図る。

(5)　地域計画の活用

高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などが加速している中、地域で目指すべき将来の農地利用を明確化する地域計画（目標地図）により、農業者や関係機関で地域の話合いを定期的に行いながら情報共有を図り、地域農業の担い手を確保するとともに、中心経営体への農地集積・集約化を促進する。

(6)　農地の有効利用の促進

農地の利用に関して、農業経営の規模拡大や集約化、新たに農業を営もうとする者が農地を利用しやすい環境の整備など、地域農業の生産性を向上させるために農地中間管理機構を最大限活用する。また、担い手へ農地集積・集約化を図ることで遊休農地の発生防止や解消を進め、地域における農地利用を最適化する。

農地中間管理機構の活用は、遊休農地対策検討会に併せ、地域計画の定期的な見直しと連動させることで効率化を図る。

6　農畜産物の生産振興に関する取組

本市では、豊かな自然環境を活かして様々な農畜産物が生産され、県内や首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。消費者は、安全・安心で高品質な農畜産物の生産・供給を求めており、これらを踏まえた生産振興を行うことで高付加価値での販売を目指し、農業所得の向上を図っていく。

(1)　水田農業の振興

水田は、平坦地から中山間地まで広範囲に分布し、主食用米、麦との二毛作を中心に、大豆、飼料作物を組み合わせた水田の有効活用が展開されている。

前橋市農業再生協議会が作成した水田収益力強化ビジョン等で定めた作物ごとの取組方針を基本としつつ、需要に応じた主食用米の作付の推進や麦、大豆、飼料作物等の作物ごとの生産性向上を図る。

(2)　園芸作物の振興

野菜や果樹、花きの園芸作物については、それぞれの担い手の経営規模や栽培形態に即した支援を行う。機械や施設導入支援等を通して生産の効率化やコスト削減を図り、農業経営の安定化を目指す。

また、消費者のニーズを捉えて、安定した品質の園芸作物を生産振興することで、

選ばれる産地を目指し農業所得の向上を目指す。

(3)　畜産の振興

畜産は、本市の農業産出額の６割を占めており、重要な基幹作目である。近年では、農家戸数こそ減少しているものの、法人の大規模化が進んでおり飼養頭数は横ばいで推移している。

このような中で、優良な家畜の導入や堆肥利用のための機械導入等に支援を行うとともに、生産効率が高い飼養方法に関する情報を収集し普及していく。また、飼料用作物の増産を図るため、コントラクターの参画･育成を促進し、併せて耕畜連携の推進を行う。

7　ブランド化や流通販売の促進に関する取組

本市では、農業者の所得向上に結びつけるため、農業者等が地域資源を活用して行う加工や販売を積極的に後押ししてブランド化を推進していく。

(1)　農産物・加工品のブランド化

地産地消の推進と食の安全・安心の確保、前橋産農畜産物の消費拡大を目的として「赤城の恵ブランド認証制度」を実施している。高品質な農産物や加工品として市内外に認識されるよう認証制度の運用を行うとともに､消費者が｢欲しい｣､「贈り物に使いたい」と思うような認証品となるよう必要な支援を実施する。また、農業者自身が加工や販売まで行う６次産業化の取組に対する支援のほか、農商工連携による食品製造業者等とのマッチングを行う。

(2)　流通販売

多様化する流通状況を踏まえ、需要単位に応じた販促活動を実施する。大口需要の中心となる市場出荷については、トップセールス等首都圏主要市場におけるＰＲ活動を効果的に行い、前橋産農畜産物の更なる認知度の向上及び取扱量の維持・拡大を図る。小口需要については、市役所マルシェ等各種販売促進事業を通して市民と生産者が直接やり取りをする機会を創出し、市民における市内生産者及び前橋産農林水産物の認知を向上させるほか、販路拡大意欲のある農業者と市内外の飲食店等のマッチングを積極的に行い、インターネットやＳＮＳ等を活用した販売手法への展開を推進する。

また、人口減少により縮小する国内市場状況を踏まえ、海外市場への展開を目指す農業者に対し、情報提供や輸出業者の紹介など、必要な支援を県と連携して実施する。

8　推進体制

本市では、前橋市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）、群馬県中部農業事務所（以下「中部農業事務所」という。）、市農協等で組織する前橋市担い手育成総合支援協議会において、農業の将来展望を明確にするため、各専門分野のプロジェクトチームの編成により徹底した話し合いを行い、農業経営の安定と発展を支援していく。

また、農業者が経営発展のため資金を必要とするときには、適切な資金計画の下で施設等への投資を行えるよう､株式会社日本政策金融公庫前橋支店や市農協の融資担当者

等による相談、助言が受けられるようにする。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

No.	営　農　類　型	経　営　規　模	経営形態
1	水稲＋麦	水稲1,200a、小麦1,200a	個別経営
2	水稲＋麦＋露地野菜	水稲600a、小麦1,000a、ﾈｷﾞ(秋冬どり)60a	〃
3	酪農(つなぎ飼い飼養)	経産牛50頭、育成牛23頭、飼料作物400a	〃
4	酪農(放し飼い飼養)	経産牛120頭、育成牛60頭、飼料作物500a	〃
5	肉用牛	肥育牛320頭(交雑種)	〃
6	養豚	繁殖雌豚150頭、繁殖雄豚12頭	〃
7	養鶏	採卵鶏23,000羽	〃
8	施設野菜Ⅰ(ｷｭｳﾘ)	ｷｭｳﾘ(促成、抑制)30a	〃
9	施設野菜Ⅱ(ﾄﾏﾄ)	ﾄﾏﾄ(長期どり)32a	〃
10	施設野菜Ⅲ(ｲﾁｺﾞ)	ｲﾁｺﾞ(促成・土耕)20a、ｲﾁｺﾞ(促成・高設)10a	〃
11	施設野菜Ⅳ(その他)	ﾐﾂﾊﾞ(水耕)40a	〃
12	施設野菜Ⅴ(ﾅｽ+ｷｭｳﾘ:無加温)	半促成ﾅｽ 33a、抑制ｷｭｳﾘ 33a	〃
13	露地野菜Ⅰ (ﾈｷﾞ＋ｷｬﾍﾞﾂ)	ﾈｷﾞ(夏秋どり)50a、ﾈｷﾞ(秋冬どり)80a、 ｷｬﾍﾞﾂ(冬どり)40a	〃
14	露地野菜Ⅱ (ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ＋ﾎｳﾚﾝｿｳ＋ｴﾀﾞﾏﾒ＋ﾀﾏﾈｷﾞ)	ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 100a、ﾎｳﾚﾝｿｳ 70a、ｴﾀﾞﾏﾒ 80a、ﾀﾏﾈｷﾞ 80a	〃
15	露地野菜Ⅲ(その他)	ﾅｽ 30a、ﾈｷﾞ(秋冬どり)70a	〃
16	果樹	ﾅｼ100a	〃
17	施設花き	ﾊﾞﾗ(周年)40a	〃
18	露地花き	枝物(ﾊﾅﾓﾓ)160a、枝物(ﾔﾅｷﾞ類)500a、ｺｷﾞｸ30a	〃
19	施設鉢物	ｼｸﾗﾒﾝ20a、ｶｰﾈｰｼｮﾝ20a	〃
20	菌茸＋露地野菜	ｼｲﾀｹ20,000本、露地ﾅｽ20a	〃
21	酪農＋水稲	経産牛30頭(つなぎ飼い飼養)、育成牛13頭、水稲100a、飼料作物300a	〃
22	肉用牛＋水稲	繁殖和牛50頭、水稲400a、飼料作物800a	〃
23	施設野菜＋水稲	ｷｭｳﾘ (促成・抑制) 20a、水稲200a	〃
24	露地野菜＋養蚕	ﾎｳﾚﾝｿｳ100a、養蚕30箱	〃
25	水田作協業Ⅰ (水稲＋麦＋大豆)	水稲1,800a、小麦3,000a、大豆1,200a	組織経営
26	水田作協業Ⅱ(水稲＋麦＋露地野菜)	水稲2,800a、小麦3,000a、ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ200a	〃
27	水田作協業Ⅲ (水稲＋麦＋飼料ｲﾈ)	水稲1,800a、小麦3,000a、飼料ｲﾈ(WCS)1,200a	〃

〔個別経営体〕

営農類型：№1 水稲＋麦

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 水稲　　1,200a 小麦　　1,200a ＜経営面積＞ 1,200a （うち800aは通年借地） ＜目標収量＞ 水稲 500kg/10a 小麦 450kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎　100㎡ （鉄骨・ｽﾚｰﾄ） ・格納庫　100㎡ ○機械、車両等 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条)1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.2m)　1台 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ(3.5m)　1台 ・ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ(2.2m)　1台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ(3連)　1台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾚｰﾗｰ　1台 ・田植機(6条)　1台 ・播種ﾌﾟﾗﾝﾄ　一式 ・ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ(800L)1台 ・乗用管理機　1台 （500L ｽﾌﾟﾚｲﾔｰ付） ・乾燥機(50石)　3台 ・籾摺機(5ｲﾝﾁ)　1台 ・畦塗機　1台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・側条施肥田植機の利用により施肥作業の省力化と削減 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲、麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を 50%利用	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農地集積による団地化 ・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減	・家族労働力　2人 ・雇用労力　1人 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№2 水稲＋麦＋露地野菜（ﾈｷﾞ） 複合

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 水稲　600a 小麦　1,000a ﾈｷﾞ(秋冬どり) 60a ＜経営面積＞ 1,060a (借地を基本とする) ＜目標収量＞ 水稲 500kg/10a 小麦 450kg/10a ﾈｷﾞ(秋冬どり) 4,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎　100㎡ (鉄骨・ｽﾚｰﾄ) ・格納庫　100㎡ ・育苗ﾊｳｽ　150㎡ ○機械、車両等 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条)1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.2m)　1台 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ(3.5m)　1台 ・ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ(2.2m)　1台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ(3連)　1台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾚｰﾗｰ　1台 ・田植機(6条)　1台 ・乾燥機(50石)　2台 ・籾摺機(5ｲﾝﾁ)　1台 ・畦塗機　1台 ・培土専用機　1台 ・振動式掘取機　1台 ・根葉切り皮むき器 (ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ付)　1台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1台 ・保冷庫　1台 ・管理機(7ps)　1台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を50%利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ﾈｷﾞは、連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾊﾟｿｺﾝ活用による部門別経営管理の実施 ・労力に見合った計画出荷の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3人 ・雇用労力　3人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№3 酪農専作（つなぎ飼い飼養）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養頭数＞ 経産牛　　50頭 育成牛　　23頭 ＜飼料作物＞ 作付実面積 800a (飼料自給TDN 35%以上) ＜経営面積＞ 飼料作物　400a (ﾄｳﾓﾛｺｼ、ｲﾀﾘｱﾝﾗｲｸﾞﾗｽ等) ＜目標収量＞ 一頭当たり年間 産乳量10,500kg	＜資本装備＞ つなぎ飼い・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ方式 ○建物、施設 ・成牛舎(鉄骨) ・育成舎(鉄骨) ・飼料庫・格納庫(木造) ・堆肥舎(鉄骨) ・ｻｲﾛ(ｺﾝｸﾘｰﾄ) ・搾乳施設(ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ) ・乳牛(ﾎﾙｽﾀｲﾝ) ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(80ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.0m)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.4m)　1台 ・飼料作物栽培作業機械(ﾌﾟﾗｳ等)　各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ﾊｰﾍﾞｽﾀｰ等)　各1台 ・ﾊﾞｷｭｰﾑｶｰ(6KL)　1台 ・ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.5㎥)　1台 ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(2t)　2台	＜その他＞ ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用共同方式 ・計画的肉畜生産(F1) ・ｹﾞﾉﾐｯｸ育種価を活用した高能力牛の確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾊﾟｿｺﾝ活用による経営分析 ・牛群検定の活用	・家族労働力　3人 ・雇用労力　　1人 ・ﾍﾙﾊﾟｰの活用による休日制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№4 酪農専作（放し飼い飼養）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養頭数＞ 経産牛　120頭 育成牛　60頭 ＜飼料作物＞ 作付実面積 1,500a (飼料自給TDN 35%以上) ＜経営面積＞ 飼料作物　500a (ﾄｳﾓﾛｺｼ、ｲﾀﾘｱﾝﾗｲｸﾞﾗｽ等) ＜目標収量＞ 一頭当たり年間 産乳量10,400kg	＜資本装備＞ ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ・ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰ方式 ○建物、施設 ・ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ牛舎(鉄骨) ・搾乳舎(鉄骨) ・育成舎(木造) ・乾乳舎(鉄骨) ・分娩舎(鉄骨) ・堆肥舎(鉄骨) ・車庫(鉄骨) ・倉庫(鉄骨) ・ｻｲﾛ(ｺﾝｸﾘｰﾄ) ・乳牛(ﾎﾙｽﾀｲﾝ) ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(85ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(100ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.4m)　2台 ・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.4㎥)　1台 ・飼料作物栽培作業機械(ﾌﾟﾗﾝﾀｰ等)　各1台 ・飼料作物栽培作業機械(ﾌﾟﾗｳ等)　各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ等)　各1台 ・ﾌｫｰﾚｰｼﾞﾊｰﾍﾞｽﾀｰ(2条)　1台 ・ｺﾝﾌﾟﾘｰﾄﾐｷｻｰ(12㎥)1台 ・ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ(9㎥)　1台 ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(2t)　2台	＜その他＞ ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・計画的肉畜生産(F1) ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用共同方式 ・ｹﾞﾉﾐｯｸ育種価を活用した高能力牛の確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾊﾟｿｺﾝ活用による経営分析 ・牛群検定の活用	・家族労働力　3人 ・雇用労力　2人 ・ﾍﾙﾊﾟｰの活用による休日制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№5 肉用牛専作（交雑種肥育）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養頭数＞ 肥育牛　320 頭 (交雑種) ＜目標収量＞ 素牛導入月齢 1.7か月 素牛導入体重 86kg 出荷月齢 27.2 か月 出荷体重 850kg 枝肉重量 527kg 肥育期間 事故率　2% DG　0.95kg	＜資本装備＞ 群飼育・自動給餌体系 ○建物、施設 ・牛舎(鉄骨) ・哺育舎 ・飼料庫 ・ｵｶﾞ庫 ・格納庫 ・堆肥化施設 ○機械、車両等 ・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.4 m^3)　1 台 ・ｶｯﾀｰ　1 台 ・送風機　20 台 ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(2t)　2 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・ｽﾓｰﾙで導入、育成後肥育の経営 ・飼養管理方法は踏み込み式（ｵｶﾞｸｽﾞ等）での牛房群飼方式 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾊﾟｿｺﾝによる飼料給与設計 ・市況情報管理	・家族労働力　2 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№6 養豚専作（繁殖肥育一貫）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養頭数＞ 繁殖雌豚 150頭 雄豚 12頭 ＜目標収量＞ 年間分娩回数 2.2回 離乳頭数 10.1頭/腹 出荷時日齢 175日 出荷時体重 116kg 枝肉重量 77kg 年間１母豚当 出荷頭数 21.1頭 上物率 60%以上	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・母豚舎(ｽﾄｰﾙ) ・種豚舎(種雄、交配) (ｽﾄｰﾙ) ・分娩舎(開放式) ・育成舎(開放式) ・離乳・子豚舎 (ｳｨﾝﾄﾞﾚｽ) ・肥育舎(開放式) ・堆肥化施設(密閉縦型) ・尿処理施設(活性汚泥) ・繁殖豚 ○機械、車両等 ・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.4 ㎥) 1台 ・ﾊﾞｷｭｰﾑｶｰ 1台 ・自動給餌機 1台 ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(2t) 2台 ・軽ﾄﾗｯｸ 1台	＜その他＞ ・LW×Dの三元交雑による繁殖肥育一貫飼育 ・分娩･離乳豚舎はｳｨﾝﾄﾞﾚｽ ・肥育豚舎はｾﾐｳｨﾝﾄﾞﾚｽ式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与ｼｽﾃﾑ ・糞は完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾊﾟｿｺﾝによる経営管理 ・法人化による経営基盤の強化 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	・家族労働力 2人 ・雇用労力 2人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№7 養鶏専作（採卵鶏）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養羽数＞ 採卵鶏 23,000 羽	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・育雛舎 （木造平屋） ・育成舎 （木造平屋） ・成鶏舎 （木造平屋） ・鶏卵収納庫 ・倉庫 ・ふん乾施設 ○機械、車両等 ・自動給餌機　1 台 ・高圧洗浄機　1 台 ・配餌車(200kg)　4 台 ・除糞機(250kg)　1 台 ・集卵車(2 段)　2 台 ・運搬車(500kg)　1 台 ・ｴｯｸﾞｸｰﾗｰ(5 万羽)　1 台 ・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.4 ㎥)　1 台 ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(2t)　1台	＜その他＞ ・育成は自家育成 ・成鶏はｹｰｼﾞ式 ・鶏糞は乾燥して販売 ・収卵作業 3 回/日 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保	・労働力　2 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保

〔個別経営体〕

営農類型：№8 施設野菜Ⅰ（ｷｭｳﾘ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ｷｭｳﾘ 促成　30a 抑制　30a ＜経営面積＞ 30a ＜目標収量＞ 促成ｷｭｳﾘ 20,000kg/10a 抑制ｷｭｳﾘ 8,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎（鉄骨・ｽﾚｰﾄ） 100 ㎡ ・ｴｺﾉﾐｰﾊｳｽ（鉄骨・硬質ﾌｨﾙﾑ） 3,000 ㎡ ・重油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×3 基 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ　(25ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ（1.5m）　1 台 ・暖房機（300 坪用） 3 台 ・管理機（7ps）　1 台 ・動力噴霧機 （30L/分）　1 台 ・炭酸ガス発生機の導入 ・ﾄﾗｯｸ（1t）　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・深耕の実施、有機質肥料を主体とした施肥による土づくりで、ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ品として有利販売 ・購入苗の利用による育苗労力の省力化 ・つる下ろし栽培による品質向上 ・収穫台利用、自動化装置の導入による労働環境の改善 ・選果場の活用による省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ｷｭｳﾘの出荷規格の簡素化と平箱ｺﾝﾃﾅによる定数詰め出荷 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　4 人 ・雇用労力　1 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№9 施設野菜Ⅱ（長期どりﾄﾏﾄ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ﾄﾏﾄ 長期どり　32a ＜経営面積＞ 32a ＜目標収量＞ 長期どりﾄﾏﾄ 20,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) 100 ㎡ ・ｴｺﾉﾐｰﾊｳｽ(鉄骨・硬質ﾌｨﾙﾑ)　3,200 ㎡ ・重油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×3 基 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・暖房機(300 坪用)　3 台 ・管理機(7ps)　1 台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・購入苗利用による育苗の省力化 ・減化学肥料・減農薬栽培 ・受粉ハチ利用による作業の省力化・高品質化	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・高品質生産技術を確立しﾌﾞﾗﾝﾄﾞ品としての有利販売の実現 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　1 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№10 施設野菜Ⅲ（ｲﾁｺﾞ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ｲﾁｺﾞ (促成・土耕)20a (促成・高設)10a ＜経営面積＞ 30a ＜目標収量＞ 施設ｲﾁｺﾞ (促成・土耕) 5,000kg/10a 施設ｲﾁｺﾞ (促成・高設) 5,500kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) 50 ㎡ ・鉄骨ﾊｳｽ(硬質ﾌｨﾙﾑ) 3,000 ㎡ ・高設ｼｽﾃﾑ　1,000 ㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　400 ㎡ ・重油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×3 基 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・暖房機(300 坪用)　3 台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1 台 ・畝立機　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・栽培管理の省力化及び自動化 ・ｳｨﾙｽﾌﾘｰ優良株の専用親株床の設置と夜冷 ・ﾎﾟｯﾄ育苗など、花芽分化促進技術の導入	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　1 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№11 施設野菜Ⅳ（その他）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ﾐﾂﾊﾞ 水耕　　40a ＜経営面積＞ 40a ＜目標収量＞ 水耕ﾐﾂﾊﾞ 12,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) 100 ㎡ ・鉄骨ﾊｳｽ　4,000 ㎡ ・ﾊｳｽ内ｶｰﾃﾝ(遮光・保温) 4,000 ㎡ ・井戸　1 基 ・養液ﾌﾟﾗﾝﾄ　4,000 ㎡ ・貯油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×4 基 ○機械、車両等 ・暖房機(300 坪用)　4 台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1 台 ・保冷庫(1.5 坪)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台	＜その他＞ ・遮光、遮熱、保温加湿施用による生育促進	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　2 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№12 施設野菜Ⅴ（半促成ﾅｽ・抑制ｷｭｳﾘ等）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 半促成ﾅｽ　33a 抑制ｷｭｳﾘ　33a ＜経営面積＞ 33a ＜目標収量＞ 半促成ﾅｽ 10,000kg/10a 抑制ｷｭｳﾘ 8,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　100 ㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　3,300 ㎡ ・貯油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×2 基 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・暖房機　3 台 ・管理機(7ps)　1 台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1 台 ・梱包機　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2 台	＜その他＞ ・ﾅｽ、ｷｭｳﾘは購入苗利用による育苗作業の省力化を図る ・単為結果性品種利用による受粉作業の省力化を図る ・選果場の活用による省力化を図る	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　1 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№13 露地野菜Ⅰ（ﾈｷﾞ＋ｷｬﾍﾞﾂ）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾈｷﾞ（夏秋どり） 50a ﾈｷﾞ（秋冬どり） 80a ｷｬﾍﾞﾂ(冬どり) 40a ＜経営面積＞ 170a ＜目標収量＞ ﾈｷﾞ（夏秋どり） 3,500kg/10a ﾈｷﾞ（秋冬どり） 4,000kg/10a ｷｬﾍﾞﾂ(冬どり) 4,800kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　100 ㎡ ・育苗用ﾊｳｽ　200 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.0m)　1 台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1 台 ・ｻﾌﾞｿｲﾗｰ(1 本爪)　1 台 ・振動式掘取機　1 台 ・ﾍﾞｽﾄﾛﾎﾞ（根葉切り皮むき機）　1 台 ・ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ(10ps)　1 台 ・管理機(7ps)　2 台 ・ﾈｷﾞ専用培土機　1 台 ・動力噴霧機（50L/分）　1 台 ・簡易移植機　1 台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ　1 台 ・半自動移植機(1 条)　3 台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・ﾈｷﾞは、連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・夏秋ﾈｷﾞと秋冬ﾈｷﾞによる計画生産	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾈｷﾞの周年出荷体系の確立 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　3 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№14 露地野菜Ⅱ（ﾎｳﾚﾝｿｳ＋ｴﾀﾞﾏﾒ＋ﾀﾏﾈｷﾞ＋ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾎｳﾚﾝｿｳ　70a ｴﾀﾞﾏﾒ　80a ﾀﾏﾈｷﾞ　80a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ　100a ＜経営面積＞ 260a ＜目標収量＞ ﾎｳﾚﾝｿｳ 1,200kg/10a ｴﾀﾞﾏﾒ 600kg/10a ﾀﾏﾈｷﾞ 6,000kg/10a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 1,200kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　200㎡ ・格納庫　50㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　50㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1台 ・管理機(7ps)　1台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1台 ・播種機(6条)　1台 ・ｴﾀﾞﾏﾒ選別機　1台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗ(3本爪)　1台 ・保冷庫　1.5坪 ・ﾏﾙﾁｬｰ　1台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1台 ・ﾀﾏﾈｷﾞ定植機　1台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・ﾎｳﾚﾝｿｳは、播種時期をずらし、10～3月にかけて長期出荷 ・ｴﾀﾞﾏﾒは、選別作業の機械化による省力化 ・ｴﾀﾞﾏﾒは、保冷庫の利用による鮮度保持 ・ﾀﾏﾈｷﾞは、移植機活用 ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰは、ｾﾙ成型苗育苗と移植機の導入により作業を省力化 ・育苗ｾﾝﾀｰ利用による良質苗の確保	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3人 ・雇用労力　1人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№15 露地野菜Ⅲ（その他）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾅｽ　30a ﾈｷﾞ（秋冬）　70a ＜経営面積＞ 100a ＜目標収量＞ ﾅｽ 7,000kg/10a ﾈｷﾞ（秋冬どり） 4,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　100 ㎡ ・育苗用ﾊｳｽ　150 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1 台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1 台 ・ｻﾌﾞｿｲﾗｰ(1 本爪)　1 台 ・振動式掘取機　1 台 ・根葉切り皮むき機 1 台 ・ﾏﾙﾁｬｰ　1 台 ・管理機(7ps)　2 台 ・ﾈｷﾞ専用培土機　1 台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1 台 ・簡易移植機　1 台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・購入苗利用、V 字仕立てによる高品質生産 ・ﾈｷﾞは、連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　1 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№16 果樹（ﾅｼ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾅｼ　100a ＜経営面積＞ 樹園地　100a ＜目標収量＞ ﾅｼ 2,500kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・ﾅｼ樹 ・ﾅｼ棚 ・多目的防災網 ・防霜ﾌｧﾝ ・作業場兼直売所 150㎡ ・格納庫 50㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps) 1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m) 1台 ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚﾔｰ(600L) 1台 ・ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ 1台 ・運搬車 1台 ・乗用草刈機(16ps) 1台 ・選果機 1台 ・保冷庫(2坪) 1台 ・軽ﾄﾗｯｸ 1台	＜その他＞ ・早生から晩生までの品種構成により収穫、販売期間の延長及び労力の分散を図る ・多目的防災網、かん水施設を設置し、生産の安定と品質向上を図る ・堆肥等有機質による土づくり、天敵・性ﾌｪﾛﾓﾝ剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減 ・選果台等利用による収穫・調製作業の省力化	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・ﾊﾟｿｺﾝ利用による顧客のﾃﾞｰﾀ管理 ・直売、宅配便、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用による多元販売	・家族労働力　3人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№17 施設花き（ﾊﾞﾗ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾊﾞﾗ　40a ＜経営面積＞ 40a ＜目標収量＞ 切りﾊﾞﾗ 152,500本/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・ﾊﾞﾗ苗木(ﾊﾟﾃﾝﾄ品種) ・ﾊﾞﾗ苗木(ﾉﾝﾊﾟﾃﾝﾄ品種) ・鉄骨ﾊｳｽ　2,000㎡×2 ・ﾊｳｽ内ｶｰﾃﾝ　遮光・保温 ・重油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×4基 ・井戸　1基 ・農作業場　100㎡ ○機械、車両等 ・養液栽培装置一式 2基 ・複合環境制御装置一式 2基 ・ヒートポンプ 定格暖房28kw×4台 ・暖房機1,000㎡用×4台 ・保冷庫　2坪×2台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1台 ・炭酸ｶﾞｽ発生機 8.07k/h×2台 ・細霧冷房　2基 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・施肥管理の徹底 ・ﾊｳｽ内の複合環境制御ｼｽﾃﾑの導入 ・共選・共販体制の実施と低温輸送体制の整備 ・高品質化・収量増のための炭酸ガス施用、温度制御、日射量管理、夜間冷房等の環境制御技術の導入	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・計画生産、計画販売を前提とした品種の選定 ・団地化と標高差利用による周年高品質ﾊﾞﾗ生産出荷体制の整備 ・法人化による経営基盤の強化 ・ﾊﾟｿｺﾝ利用による経営管理	・家族労働力　3人 ・雇用労力　5人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№18 露地花き（枝物・ｺｷﾞｸ）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾊﾅﾓﾓ　160a ﾔﾅｷﾞ　500a ｺｷﾞｸ　30a ＜経営面積＞ 690a ＜目標収量＞ ﾊﾅﾓﾓ 1,000束/10a ﾔﾅｷﾞ 10,000本/10a ｺｷﾞｸ 30,100本/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・苗木(ﾊﾅﾓﾓ)　1,500本 ・農作業場　66㎡ ・倉庫　66㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　165㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(25ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1台 ・管理機(7ps)　1台 ・肥料散布機　1台 ・乗用草刈機(16ps)　1台 ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ(500L) 1台 ・結束機　1台 ・ﾎﾞｲﾗｰ(配管込み)　1台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2台	＜その他＞ ・地域育苗のｵﾘｼﾞﾅﾙ品種を中心とした有利販売 ・販売は、枝物、ｷｸともに共同施設利用、共同販売とする産地強化	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・法人化による経営基盤の強化	・家族労働力　3人 ・雇用労力　5人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№19 施設鉢物（ｼｸﾗﾒﾝ・ｶｰﾈｰｼｮﾝ）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ｼｸﾗﾒﾝ　20a ｶｰﾈｰｼｮﾝ　20a ＜経営面積＞ 20a ＜目標収量＞ ｼｸﾗﾒﾝ 7,175鉢/10a (大中鉢中心) ｶｰﾈｰｼｮﾝ 11,450鉢/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・鉄骨ﾊｳｽ　2,000㎡ ・ﾊｳｽ内ｶｰﾃﾝ(遮光・保温) ・重油ﾀﾝｸ、防油堤 1.8KL×2基 ・栽培ﾍﾞﾝﾁ　2,000㎡ ・用土調製室 ・井戸 ・農作業場　100㎡ ○機械、車両等 ・暖房機　1,000㎡×2台 ・ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ　4台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1台 ・蒸気消毒機　1台 ・用土攪拌機　1台 ・ﾎﾟｯﾃｨﾝｸﾞﾏｼｰﾝ　1台 ・ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.16㎥)　1台 ・液肥混入機(2棟分)2台 ・RQﾌﾚｯｸｽ20　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・購入苗利用による育苗の省力化 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ﾊｳｽは複合環境制御ｼｽﾃﾑを装備 ・栄養診断技術を活用した適正管理による高品質生産	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ﾊﾟｿｺﾝ利用による顧客のﾃﾞｰﾀ管理 ・法人化による経営基盤の強化 ・ｵﾘｼﾞﾅﾙ品種の育成によるﾌﾞﾗﾝﾄﾞ品づくり ・ｷﾞﾌﾄ用としての販路の拡大	・家族労働力　3人 ・雇用労力　3人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№20 菌茸＋露地野菜（ｼｲﾀｹ・ﾅｽ）　複合

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 原木ｼｲﾀｹ 20,000 本 露地ﾅｽ　20a ＜経営面積＞ 50a （うち 30a は、ほだ場） ＜目標収量＞ 原木ｼｲﾀｹ 1,100kg/1,000 本 露地ﾅｽ 7,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・栽培舎　3,000 ㎡ ・浸水槽 ・農作業舎　50 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1 台 ・ﾏﾙﾁｬｰ　1 台 ・動力噴霧機（50L/分）　1 台 ・暖房機　1 台 ・保冷庫　1 台 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　1 台 ・その他機械器具　1 式 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・ｼｲﾀｹは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・新植ほだ木 70％の生産体系 ・優良品種（耐病、多収、高品質）の導入 ・高性能農業機械の利用による省力化の推進	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・出荷ﾃﾞｰﾀの分析と販売管理 ・ほだ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたｼｲﾀｹの販路拡大	・家族労働力　3 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№21 酪農(つなぎ飼い飼育)＋水稲 複合

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養頭数＞ 経産牛　30頭 育成牛　13頭 ＜作付面積＞ 水稲　100a 飼料作物　300a ＜経営面積＞ 400a (借地を含む) ＜目標収量＞ 乳産量 10,500kg 子牛育成牛 0.6 頭 水稲 500kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・成牛舎(鉄骨) ・育成舎(鉄骨) ・飼料庫・格納庫(木造) ・堆肥舎(鉄骨) ・ｻｲﾛ(ｺﾝｸﾘｰﾄ) ・搾乳施設(ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ) ・乳牛(ﾎﾙｽﾀｲﾝ) ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) ・格納庫 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(85ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(100ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.4m)　2台 ・飼料作物栽培作業機械 (ﾌﾟﾗｳ等)　各1台 ・飼料作物収穫作業機械 (ﾊｰﾍﾞｽﾀｰ等)　各1台 ・ﾊﾞｷｭｰﾑｶｰ(6KL)　1台 ・ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.5㎥)　1台 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(5条)1台 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ(3.5m)　1台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ(3連)　1台 ・田植機(6条)　1台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1台 ・播種ﾌﾟﾗﾝﾄ　1式 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾚｰﾗｰ　1台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　2台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・米麦は共同乾燥調製施設の活用 ・藁類は酪農に用い、糞尿は堆肥化し、土壌改良に活用 ・飼養体系はつなぎ飼いでﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰによる搾乳体系とﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰによる除糞 ・分娩後、泌乳最盛期は混合飼料（TMR）給与 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施	・家族労働力　3 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾍﾙﾊﾟｰ制度の活用による労働時間の適正化 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№22 肉用牛＋水稲 複合

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜飼養頭数＞ 成雌牛　　50頭 (繁殖和牛) 子牛は8～9ヶ月育成後出荷 ＜作付面積＞ 水稲　　400a 飼料作物　800a (ｲﾀﾘｱﾝﾗｲｸﾞﾗｽ等) ＜経営面積＞ 800a (借地含む) ＜目標収量＞ 子牛　　40頭 水稲 500kg/10a	＜資本装備＞ 独房＋群飼育体系 ○建物、施設 ・ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ牛舎(鉄骨) ・分娩舎(鉄骨) ・格納庫 ・堆肥化施設 ・繁殖和牛 ・育成舎(木造) ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.0m)　1台 ・飼料作物栽培作業機械(ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ等)　各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ等)　各1台 ・連動ｽﾀﾝﾁｮﾝ　1台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・藁類は家畜用とし、糞尿は堆肥化し、土壌改良に活用 ・家畜排泄物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施 ・共同育苗ｾﾝﾀｰ利用による良質苗の確保 ・共同乾燥調製施設の活用	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減を図る ・借地や機械の活用による粗飼料自給率の向上	・家族労働力　2人 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№23 施設野菜（ｷｭｳﾘ）＋水稲 複合

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ｷｭｳﾘ 促成　20a 抑制　20a 水稲　200a ＜経営面積＞ 220a ＜目標収量＞ 促成ｷｭｳﾘ 20,000kg/10a 抑制ｷｭｳﾘ 8,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ)　100㎡ ・ｴｺﾉﾐｰﾊｳｽ(鉄骨・硬質ﾌｨﾙﾑ)　2,000㎡ ・重油ﾀﾝｸ・防油堤　1.8KL×2基 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1台 ・肥料散布機(8ps)　1台 ・動力噴霧機(50L/分)　1台 ・炭酸ガス発生機の導入 ・暖房機(300坪用)　2台 ・田植機(6条)　1台 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(5条)1台 ・管理機(7ps)　1台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・米は共同乾燥調製施設を活用 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進 ・収穫台利用、自動化装置の導入による労働環境の改善 ・選果場の活用による省力化 ・水稲の育苗は、育苗ｾﾝﾀｰ委託を利用	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・ｷｭｳﾘの出荷規格の簡素化と平箱ｺﾝﾃﾅによる定数詰め出荷 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3人 ・定期的な休日の確保 ・快適な作業環境の整備 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№24 露地野菜＋養蚕 複合

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾎｳﾚﾝｿｳ　100a 養蚕　30箱 ＜経営面積＞ 畑　100a (借地100a) 桑園　225a (借地125a) ＜目標収量＞ ﾎｳﾚﾝｿｳ 1,200kg/10a 養蚕 52kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・飼育舎　150㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟ飼育舎　150㎡ ・農作業場　100㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1台 ・管理機(7ps)　1台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1台 ・播種機(4条)　1台 ・ﾏﾙﾁｬｰ　1台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(400L)　1台 ・暖房機　1台 ・ｴｱ鋏　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2台	＜その他＞ ・養蚕は年６回掃き立ての多回育とし、稚蚕は個人人工飼料育による計画的な飼育形態 ・密植桑園による収穫量確保・効率化と壮蚕自動飼育装置・自動熟蚕収集機の導入による作業の省力化 ・ﾎｳﾚﾝｿｳは露地栽培 50a、ﾄﾝﾈﾙ栽培 50a とし、12～4 月にかけて計画出荷	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・養蚕の多回育による規模拡大とﾎｳﾚﾝｿｳとの複合化による経営安定 ・付加価値の高いﾌﾞﾗﾝﾄﾞ繭の生産 ・地域内の遊休桑園の活用	・家族労働力　3 人 ・雇用労力　1 人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・上蔟作業、収穫・調整作業に対するﾊﾟｰﾄ雇用 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔組織経営体〕

営農類型：№25 水田作協業（水稲＋麦＋大豆 複合）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 水稲　1,800a 小麦　3,000a 大豆　1,200a ＜経営面積＞ 3,000a (借地を基本とする) ＜目標収量＞ 水稲 500kg/10a 小麦 450kg/10a 大豆 180kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業場、格納庫 300㎡ ・育苗ﾊｳｽ 150㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(80ps) 1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps) 1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.4m) 1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.2m) 1台 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ(800L) 1台 ・ﾊｲｸﾘﾌﾞｰﾑ(500L) 1台 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ(3.5m) 2台 ・畦塗機 1台 ・田植機(6条) 2台 ・播種機 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾚｰﾗｰ 1台 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ(1.5t) 1台 ・乾燥機(50石) 2台 ・籾摺機(5ｲﾝﾁ) 1台 ・ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ(2.5m) 2台 ・転圧ﾛｰﾗｰ(2.4m) 2台 ・中耕ﾛｰﾀｰ 1台 ・選別機 1台 ・乗用培土機 （管理機） 1台 ・全自動移植機 （1 条） 1 台 ・動力噴霧器 （50L/分） 1 台 ・普通型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(1.5m) 1 台 ・播種ﾌﾟﾗﾝﾄ 1 式 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(400L) 1 台 ・ﾄﾗｯｸ(2t) 1台 ・軽ﾄﾗｯｸ 2 台	＜その他＞ ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・高能率機械化一貫体系による効率的な作業の推進 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進	・ﾊﾟｿｺﾝ活用による部門別経営管理の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化 ・農用地のﾏｯﾋﾟﾝｸﾞによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減	・労働力 3 人 ・雇用労力 1 人 ・定期的な休日の確保 ・給料制の導入 ・雇用労力の活用による労働時間の適正化 ・作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保

〔組織経営体〕

営農類型：№26 水田作協業（水稲＋麦＋露地野菜 複合）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 水稲　2,800a 小麦　3,000a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ　200a ＜経営面積＞ 3,200a (借地を基本とする) ＜目標収量＞ 水稲 500kg/10a 小麦 450kg/10a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 1,200kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業場、格納庫 300㎡ ・育苗ﾊｳｽ 150㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(80ps) 1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps) 1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.4m) 1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.2m) 1台 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ(800L) 1台 ・ﾊｲｸﾘﾌﾞｰﾑ(500L) 1台 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ(3.5m) 2台 ・畦塗機 1台 ・田植機(6条) 2台 ・播種機 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾚｰﾗｰ 1台 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ(1.5t) 1台 ・乾燥機(50石) 2台 ・籾摺機(5ｲﾝﾁ) 1台 ・ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ(2.5m) 2台 ・転圧ﾛｰﾗｰ(2.4m) 2台 ・中耕ﾛｰﾀｰ 1台 ・乗用培土機(管理機) 1台 ・全自動移植機(1 条) 1 台 ・動力噴霧機 (50L/分) 1 台 ・普通型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(1.5m) 1 台 ・播種ﾌﾟﾗﾝﾄ 1 式 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(400L) 1 台 ・ﾄﾗｯｸ(2t) 1台 ・軽ﾄﾗｯｸ 2台	＜その他＞ ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・高能率機械化一貫体系による効率的な作業の推進 ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰはｾﾙ成形苗と移植機導入により作業を省力化 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進	・ﾊﾟｿｺﾝ活用による部門別経営管理の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化 ・農用地のﾏｯﾋﾟﾝｸﾞによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減	・労働力 3 人 ・雇用労力 1 人 ・定期的な休日の確保 ・給料制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保

〔組織経営体〕

営農類型：№27 水田作協業（水稲＋麦＋飼料用ｲﾈ 複合）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 水稲　　1,800a 小麦　　3,000a 飼料用ｲﾈ(WCS) 　　1,200a ＜経営面積＞ 　　3,000a (借地を基本とする) ＜目標収量＞ 水稲 500kg/10a 小麦 450kg/10a 飼料用ｲﾈ(WCS) 　2,800kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業場、格納庫 300 ㎡ (鉄骨、ｽﾚｰﾄ) ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(80ps)　1台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(50ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.4m)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.2m)　1台 ・自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条)2台 ・ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ(800L)1台 ・ﾊｲｸﾘﾌﾞｰﾑ(500L)　1台 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ(3.5m)　2台 ・畦塗機　1台 ・田植機(6条)　2台 ・播種機　1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾚｰﾗｰ　1台 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ(1.5t)　1台 ・乾燥機(50石)　2台 ・籾摺機(5ｲﾝﾁ)　1台 ・ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ(2.5m)　2台 ・転圧ﾛｰﾗｰ(2.4m)　2台 ・播種ﾌﾟﾗﾝﾄ　1式 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(400L)　1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾍﾞｰﾗｰ　1台 ・ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞﾏｼｰﾝ　1台 ・ﾍﾞｰﾙｸﾞﾗﾌﾞ　1台 ・ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ(3t)　1台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2台	＜その他＞ ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・飼料用ｲﾈの収穫調製作業はｺﾝﾄﾗｸﾀｰ組織に委託 ・高能率機械化一貫体系による効率的な作業の推進 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進	・ﾊﾟｿｺﾝ活用による部門別経営管理の実施 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化 ・雇用労働力の安定確保 ・農用地のﾏｯﾋﾟﾝｸﾞによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減	・労働力　　3 人 ・雇用労力　　2 人 ・定期的な休日の確保 ・給料制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１に示した目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

№.	営　農　類　型	経　営　規　模	経営形態
1	露地野菜Ⅰ(ﾅｽ+ﾈｷﾞ)	ﾅｽ 15a、秋冬ﾈｷﾞ 50a	個別経営
2	露地野菜Ⅱ(ﾈｷﾞ+ﾎｳﾚﾝｿｳ)	夏秋ﾈｷﾞ 20a、秋冬ﾈｷﾞ 40a、ﾎｳﾚﾝｿｳ 20a	〃
3	露地野菜Ⅲ(ｴﾀﾞﾏﾒ+ﾀﾏﾈｷﾞ+ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)	ｴﾀﾞﾏﾒ 50a、ﾀﾏﾈｷﾞ 50a、ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 150a	〃
4	施設野菜Ⅰ(ﾎｳﾚﾝｿｳ専作)	雨よけﾎｳﾚﾝｿｳ(5 作)30a	〃
5	施設野菜Ⅱ(長期どりﾄﾏﾄ専作)	長期どりﾄﾏﾄ 16a	〃
6	施設野菜Ⅲ(ｷｭｳﾘ専作)	促成ｷｭｳﾘ 16a、抑制ｷｭｳﾘ 16a	〃
7	施設野菜Ⅳ(ｲﾁｺﾞ専作)	ｲﾁｺﾞ 15a	〃
8	施設野菜Ⅴ(ﾆﾗ専作)	ﾆﾗ 40a	〃
9	果樹Ⅰ(ﾅｼ専作)	ﾅｼ 70a	〃
10	果樹Ⅱ(ﾌﾞﾄﾞｳ専作)	ﾌﾞﾄﾞｳ40a	〃
11	施設鉢物(ｼｸﾗﾒﾝ+ｶｰﾈｰｼｮﾝ)	ｼｸﾗﾒﾝ 15a、ｶｰﾈｰｼｮﾝ 15a	〃

なお、米麦や畜産における上記以外の営農類型については、「第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の５割程度を基準とする。

〔個別経営体〕

営農類型：№1 露地野菜Ⅰ（ﾅｽ+ﾈｷﾞ）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 露地ﾅｽ　15a 秋冬ﾈｷﾞ　50a ＜経営面積＞ 65a (すべて借地) ＜目標収量＞ 露地ﾅｽ 7,000kg/10a 冬ﾈｷﾞ 4,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　100 ㎡ ・育苗用ﾊｳｽ　150 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1 台 ・ｻﾌﾞｿｲﾗｰ(1 本爪)　1 台 ・振動式掘取機　1 台 ・根葉切り皮むき機　1 台 ・ﾏﾙﾁｬｰ　1 台 ・管理機(7ps)　2 台 ・ﾈｷﾞ専用培土機　1 台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1 台 ・簡易移植機　1 台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・秋冬ﾈｷﾞと露地ﾅｽによる作業競合の回避 ・ﾅｽは購入苗利用、V 字仕立てによる高品質生産とする	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№2 露地野菜Ⅱ（ﾈｷﾞ+ﾎｳﾚﾝｿｳ）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 夏秋ﾈｷﾞ　20a 秋冬ﾈｷﾞ　40a ﾎｳﾚﾝｿｳ　20a ＜経営面積＞ 80a (すべて借地) ＜目標収量＞ 夏秋ﾈｷﾞ 3,500kg/10a 秋冬ﾈｷﾞ 4,000kg/10a ﾎｳﾚﾝｿｳ 1,200kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　100 ㎡ ・育苗用ﾊｳｽ　200 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(2.0m)　1 台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1 台 ・ｻﾌﾞｿｲﾗｰ(1 本爪)　1 台 ・振動式掘取機　1 台 ・根葉切り皮むき機 1 台 ・管理機(7ps)　2 台 ・ﾈｷﾞ専用培土機　1 台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1 台 ・簡易移植機　1 台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗｰ　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・ﾈｷﾞは連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・夏秋ﾈｷﾞと秋冬ﾈｷﾞによる計画生産 ・ﾎｳﾚﾝｿｳは播種時期をずらし、10～3 月にかけて長期出荷	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・ﾈｷﾞの周年出荷体系の確立 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　2 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№3 露地野菜Ⅲ(ｴﾀﾞﾏﾒ+ﾀﾏﾈｷﾞ+ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ｴﾀﾞﾏﾒ　50a ﾀﾏﾈｷﾞ　50a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ　150a ＜経営面積＞ 250a (すべて借地) ＜目標収量＞ ｴﾀﾞﾏﾒ 600kg/10a ﾀﾏﾈｷﾞ 6,000kg/10a ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 1,200kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　200 ㎡ ・格納庫　50 ㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　100 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.8m)　1 台 ・管理機(7ps)　1 台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1 台 ・播種機(6 条)　1 台 ・ﾏﾒ洗浄機　1 台 ・ﾌﾟﾗｿｲﾗ(3 本爪)　1 台 ・保冷庫(1.5 坪)　1 台 ・ﾏﾙﾁｬｰ　1 台 ・ﾗｲﾑｿﾜｰ(1.8m)　1 台 ・全自動移植機(1 条) 1 台 ・ﾀﾏﾈｷﾞ定植機　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(2t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2 台	＜その他＞ ・ｴﾀﾞﾏﾒは、収穫調製時に多くの時間を要するので、外部労働力の確保と労力に応じた計画生産を行う ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰは、早生から晩生まで数品種を組み合わせ、収穫期間の延長と労力の配分を図る	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　3 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№4 施設野菜Ⅰ（ﾎｳﾚﾝｿｳ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾎｳﾚﾝｿｳ　30a ＜経営面積＞ 30a （すべて借地） ＜目標収量＞ ﾎｳﾚﾝｿｳ（5 作） 5,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　3,000 ㎡ ・頭上灌水設備 ・農作業場　100 ㎡ ・格納庫　75 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ（20ps）　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ（1.5m）　1 台 ・肥料散布機　1 台 ・播種機（6 条）　1 台 ・土壌消毒機（8ps）　1 台 ・動力噴霧機 （50L/分）　1 台 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ（1.5t）　1 台 ・保冷庫（1 坪）　1 台 ・ﾄﾗｯｸ（1t）　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2 台	＜その他＞ ・雨よけﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽを利用した年間 5 回転の周年栽培 ・夏期の栽培は、高温、日長等の関係で栽培しにくいため、遮光等の適切な栽培管理と適性品種の選択を図る	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　2 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄ基づく労働安全確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№5 施設野菜Ⅱ(長期どりﾄﾏﾄ専作)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ﾄﾏﾄ 長期どり　16a ＜経営面積＞ 16a (すべて借地) ＜目標収量＞ 長期どりﾄﾏﾄ 20,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) 100 ㎡ ・ｴｺﾉﾐｰﾊｳｽ(鉄骨・硬質ﾌｨﾙﾑ)　1,600 ㎡ ・重油ﾀﾝｸ・防油堤　2KL ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(25ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・暖房機　1 台 ・管理機(7ps)　1 台 ・肥料散布機(8ps)　1 台 ・播種機(6 条)　1 台 ・土壌消毒機(8ps)　1 台 ・動力噴霧機 (50L/分)　1 台 ・ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ(1.5t)　1 台 ・保冷庫(3 坪)　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2 台	＜その他＞ ・雇用導入による長期どり栽培 ・購入苗利用による育苗の省力化を図る ・受粉ﾊﾁ利用による受粉作業の省力化を図る	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　2 人 ・雇用労力(作業全般に渡り、不足する労働力を雇用により確保)　1 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№6 施設野菜Ⅲ(ｷｭｳﾘ専作)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 促成ｷｭｳﾘ　16a 抑制ｷｭｳﾘ　16a ＜経営面積＞ 16a (すべて借地) ＜目標収量＞ 促成ｷｭｳﾘ 20,000kg/10a 抑制ｷｭｳﾘ 10,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) 100 ㎡ ・ｴｺﾉﾐｰﾊｳｽ(鉄骨・硬質ﾌｨﾙﾑ)　1,600 ㎡ ・重油ﾀﾝｸ・防油堤　2KL ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・暖房機(500 坪)　1 台 ・管理機(7ps)　1 台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1 台	＜その他＞ ・購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土づくり	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・出荷規格の簡素化と平箱ｺﾝﾃﾅによる定数詰め出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　2 人 ・雇用労力(ｷｭｳﾘ収穫時)　1 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№7 施設野菜Ⅳ(ｲﾁｺﾞ専作)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ 施設ｲﾁｺﾞ (促成・土耕)15a ＜経営面積＞ 15a (すべて借地) ＜目標収量＞ 施設ｲﾁｺﾞ (促成・土耕) 5,000kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・ｽﾚｰﾄ) 100 ㎡ ・鉄骨ﾊｳｽ(硬質ﾌｨﾙﾑ) 1,500 ㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　200 ㎡ ・重油ﾀﾝｸ・防油堤 1.8KL×3 基 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・暖房機(300 坪)　3 台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1 台 ・畝立て機　1 台 ・軽ﾄﾗｯｸ　2 台	＜その他＞ ・ｳｲﾙｽﾌﾘｰ優良株の専用親株床の設置と夜冷 ・ﾎﾟｯﾄ育苗、花芽分化促進技術の導入 ・イチゴは天敵利用による化学農薬使用低減 ・育苗ﾊｳｽの間口は 3～3.5 間(5.4～6.3m) ・遮熱・遮光資材の利用 ・循環扇の利用 ・大型ﾊｳｽによる栽培管理の自動化・省力化	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・直売、宅配便、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用による多元販売 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力　2 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№8 施設野菜Ⅴ(ﾆﾗ専作)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾆﾗ(ﾊｳｽ)　40a ＜経営面積＞ 40a (すべて借地) ＜目標収量＞ ﾆﾗ(1～5 月) 4,000kg/10a ﾆﾗ(6～7 月) 5,020kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 農作業場　50 ㎡ ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　4,000 ㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps)　1 台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1 台 ・保冷庫(1 坪)　1 台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1 台 ・畝立て機　1 台 ・ﾆﾗ袴取り機(調製機) 1 台 ・ﾆﾗ結束機　1 台 ・ﾄﾗｯｸ(1t)　1 台	＜その他＞ ・ﾊｳｽﾆﾗの周年出荷 ・土づくりの徹底による充実した株養成と厳寒期の保温徹底による高品質生産	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減	・家族労働力　2 人 ・雇用労力(作業全般に渡り、不足する労働力を雇用により確保)　3 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№9 果樹Ⅰ（ﾅｼ専作）

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾅｼ　70a ＜経営面積＞ 70a （すべて成木園を借地） ＜目標収量＞ ﾅｼ 2,500kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・ﾅｼ樹 ・ﾅｼ棚 ・多目的防災網 ・防霜ﾌｧﾝ ・農作業場兼直売所150㎡ ・格納庫　50㎡ ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1台 ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ(500L)　1台 ・ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ　1台 ・運搬車　1台 ・乗用草刈機(16ps)　1台 ・選果機　1台 ・保冷庫(2坪)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・棚栽培の導入と多目的防災網を設置し、生産の安定と品質向上を図る ・早生から晩生までの品種構成による収穫労力の分散 ・堆肥等有機質や天敵・性ﾌｪﾛﾓﾝ剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・直売、宅配便、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用による多元販売	・家族労働力　2人 ・雇用労力（作業の一部で、不足する労働力を雇用により確保）　1人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№10 果樹Ⅱ(ﾌﾞﾄﾞｳ専作)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ﾌﾞﾄﾞｳ　40a ＜経営面積＞ 40a (すべて成木園を借地) ＜目標収量＞ ﾌﾞﾄﾞｳ 1,300kg/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・ﾌﾞﾄﾞｳ樹　40a ・ﾌﾞﾄﾞｳ棚　40a ・雨よけﾊｳｽ　40a ・農作業場兼直売所　50㎡ ・格納庫　50㎡ ・防風網　1式 ○機械、車両等 ・ﾄﾗｸﾀｰ(20ps)　1台 ・ﾛｰﾀﾘｰ(1.5m)　1台 ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ(500L)　1台 ・乗用草刈機(16ps)　1台 ・保冷庫(2坪)　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・「ｼｬｲﾝﾏｽｶｯﾄ」を主体に、消費者から人気のある早生から晩生までの品種を栽培 ・雨よけﾊｳｽを設置し、生産の安定と品質向上	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・直売、宅配便、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用による多元販売	・家族労働力 2 人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：№11 施設鉢物(ｼｸﾗﾒﾝ+ｶｰﾈｰｼｮﾝ)

経営規模	生　産　方　式		経営管理の方法	農業従事の態様等
＜作付面積＞ ｼｸﾗﾒﾝ　15a ｶｰﾈｰｼｮﾝ　15a ＜経営面積＞ 15a (すべて借地) ＜目標収量＞ ｼｸﾗﾒﾝ 7,175鉢/10a ｶｰﾈｰｼｮﾝ 11,450鉢/10a	＜資本装備＞ ○建物、施設 ・農作業場　50㎡ ・鉄骨ﾊｳｽ　1,000㎡ ・ﾊｳｽ内ｶｰﾃﾝ(遮光・保温) ・重油ﾀﾝｸ・防油堤 1.8KL×2基 ・栽培ﾍﾞﾝﾁ　1,000㎡ ・井戸　1基 ○機械・車両等 ・暖房機(1,000㎡用)　2台 ・ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ　2台 ・動力噴霧機 (30L/分)　1台 ・用土攪拌機　1台 ・ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ(0.16㎥)　1台 ・液肥混入機　1台 ・RQﾌﾚｯｸｽ20　1台 ・軽ﾄﾗｯｸ　1台	＜その他＞ ・購入苗利用による育苗の省力化 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・栄養診断技術を活用した適正管理による高品質生産 ・ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟを利用した夜間冷房の実施	・簿記記帳による経営収支の把握とｺｽﾄ節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械ｺｽﾄの低減 ・ｷﾞﾌﾄ用として共同出荷による契約販売 ・市場出荷のほか庭先販売による高単価販売の実施 ・ﾊﾟｿｺﾝ利用による顧客のﾃﾞｰﾀ管理、経営管理	・家族労働力　2人 ・雇用労力(作業の一部で、不足する労働力を雇用により確保)　2人 ・定期的な休日の確保 ・ﾁｪｯｸﾘｽﾄに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

豊かな自然環境を活かした様々な農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、（以下「支援センター」という。）、中部農業事務所、市農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中部農業事務所や市農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等のあっせんを行う。

また、就農後の定着に向けて、中部農業事務所や市農協など関係機関と連携して、販路開拓や営農面などの様々な要望に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、市農業委員会、市農協、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地の紹介や就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1)　県農業会議、農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。

(2)　個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市農協と連携して、研修内容、就農後の農業経営・収入等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、市農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　　考
６３％	

注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

２　目標年次は概ね１０年先（令和１７年）とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の状況

本市においては、米麦を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大や効率的かつ安定的な農業経営を行うための面的集積が課題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が増加することが予想される。

このため、担い手育成及び、各地区の「地域計画」等に基づき、担い手となる経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市、市農業委員会、農地中間管理機構、市農協、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の実現に向けて、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまっ

た形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、群馬県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第５「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項に定められた方向に即しつつ、本市の多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

① 法第18条第１項の協議の場の設置の方法、法第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業

② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの事業を、地域の特性を踏まえ、地域の実情に応じて実施するものとする。

１　法第18条第１項の協議の場の設置の方法、法第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、市農業委員、市農地利用最適化推進委員、市農協、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等を基本として設定し、地域農業のあり方及び農地利用の方向性を明確にしたうえで、地域計画（目標地図）の実現に向けた取組を推進する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画のブラッシュアップに当たって、県・市農業委員会・農地中間管理機構・市農協・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の変更に至るまで、適切な進捗管理を行う。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況等から一の集落等を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(ｲ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ｳ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(ｴ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(ｵ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(ｶ) その他必要な事項

イ　農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア　(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ　市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

(ｱ) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(ｲ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ｳ) (4)のアの(ｴ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(ｴ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ　市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公

告する。

エ　アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア　(5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ　アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ｱ) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(ｲ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ｳ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ　市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ｱ) イの(ｲ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(ｲ) 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ　イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア　(5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認

定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ　アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア　市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ　市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、市農業委員会、中部農業事務所、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、前橋市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3　農作業の受委託の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　市農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農協による農作業の受委託のあっせん等

市農協は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則
この基本構想は、平成７年２月２８日から施行する。
附則
この基本構想は、平成１２年９月２１日から施行する。
附則
この基本構想は、平成１８年８月２４日から施行する。
附則
この基本構想は、平成２１年３月２３日から施行する。
附則
この基本構想は、平成２２年４月１５日から施行する。
附則
この基本構想は、平成２３年１２月２１日から施行する。
附則
この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。
附則
この基本構想は、平成２８年１２月１４日から施行する。
附則
この基本構想は、令和３年１２月２３日から施行する。
附則
この基本構想は、令和５年９月２１日から施行する。
附則
この基本構想は、令和８年１２月〇〇日から施行する。

この基本構想の施行の際、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。